

# ○神戸大学内海域環境教育研究センターマリンサイト利用規則

(平成19年3月30日制定)

改正 平成22年1月19日 平成25年6月26日  
平成27年4月30日 平成27年9月30日  
平成28年3月31日 令和元年9月25日  
令和4年3月22日

## (趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学内海域環境教育研究センターマリンサイト(以下「マリンサイト」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 マリンサイトは、研究活動、実験・実習等の教育活動、セミナー等を行う職員、学生、児童及び生徒の利用に供することを目的とする。

### (管理責任者)

第3条 マリンサイトの管理責任者は、神戸大学内海域環境教育研究センター長とする。

### (利用者の範囲)

第4条 マリンサイトを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 神戸大学(以下「本学」という。)の職員及び学生(以下「学内利用者」という。)
- (2) 教育関係共同利用に参加する学生
- (3) 他大学等の職員及び学生(前号の学生を除く。)
- (4) 小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒(引率責任者を伴う場合に限る。)
- (5) その他管理責任者が適当と認めた者

### (利用できない日)

第5条 マリンサイトを利用できない日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 原則として、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)
- (3) その他管理責任者が必要と認めた日

### (利用申込)

第6条 マリンサイトを利用する者は、神戸大学内海域環境教育研究センターマリンサイト利用申請書(以下「申請書」という。)を、管理責任者に提出するものとする。

### (利用許可)

第7条 管理責任者は、前条の申請書を適当と認めたときは、利用を許可するものとする。

2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、申請書の内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を管理責任者に申し出て、承認を受けなければならない。

### (利用許可の取消)

第8条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 利用者がこの規則に違反したとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。

### (利用料及び延滞金)

第9条 利用者は、別表第1に定める施設利用料及び別表第2に定める調査実習船利用料(以下「利用料」という。)を、財務担当役の発する請求書により、指定の期日までに納入しなければならない。ただし、利用者が神戸大学内海域環境教育研究センターの職員及びその指導学生であって、教育研究上の目的のために利用する場合の施設利用料(寝具加算料を除く。)は、納付を要しないものとする。

2 指定の期日までに利用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じた年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

3 既納の利用料は、還付しない。ただし、調査実習船利用料については、天災・天候等により調査実習船が出航できないと大学が判断した場合は、還付できるものとする。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、この規則を遵守するほか、施設の利用に際しては、管理責任者の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品を滅失又はき損したときは、その損害を弁償しなければならない。

#### 附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 神戸大学内海域環境教育研究センター・マリンサイト利用規則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成22年1月19日)

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成25年6月26日)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成27年4月30日)

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月22日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表第1 施設利用料(第9条第1項関係)

| 区 分   | 施設使用料     | 光熱水料 | 宿泊加算額     | 寝具加算料     |
|-------|-----------|------|-----------|-----------|
|       | (1人1日につき) |      | (1人1泊につき) | (1人1回につき) |
| 学内利用者 | —         | 110円 | 210円      | 920円      |

|                 |            |      |      |
|-----------------|------------|------|------|
| 教育関係共同利用に参加する学生 | -          | 110円 | 210円 |
| 学外利用者           | センター教員主催行事 | 210円 | 210円 |
|                 | 研究・一般      | 510円 | 410円 |
|                 | セミナー       | 210円 | 410円 |

別表第2 調査実習船利用料(第9条第1項関係)

| 区 分             |            | 3時間以内    | 7時間以内    |
|-----------------|------------|----------|----------|
| 学内利用者           |            | 26,000 円 | 41,000 円 |
| 教育関係共同利用に参加する学生 |            | 13,000 円 | 21,000 円 |
| 学外利用者           | センター教員主催行事 | 26,000 円 | 41,000 円 |
|                 | 研究・一般      |          |          |
|                 | セミナー       |          |          |